

4:1 つまり、こういうことです。相続人は、全財産の持ち主なのに、子どもであるうちは奴隸と何も変わらず、

4:2 父が定めた日までは、後見人や管理人の下にあります。

4:3 同じように私たちも、子どもであったときには、この世のもろもろの靈の下に奴隸となっていました。

4:4 しかし時が満ちて、神はご自分の御子を、女から生まれた者、律法の下にある者として遣わされました。

4:5 それは、律法の下にある者を贖い出すためであり、私たちが子としての身分を受けるためでした。

4:6 そして、あなたがたが子であるので、神は「アバ、父よ」と叫ぶ御子の御靈を、私たちの心に遣わされました。

4:7 ですから、あなたはもはや奴隸ではなく、子です。子であれば、神による相続人です。

4:8 あなたがたは、かつて神を知らなかったとき、本来神ではない神々の奴隸でした。

4:9 しかし、今では神を知っているのに、いや、むしろ神に知られているのに、どうして弱くて貧弱な、もろもろの靈に逆戻りして、もう一度改めて奴隸になりたいと願うのですか。

4:10 あなたがたは、いろいろな日、月、季節、年を守っています。

4:11 私は、あなたがたのために労したことが無駄になったのではないかと、あなたがたのことを心配しています。

私たちはもはや神様の子どもであって、また相続人でもあります。相続するのは永遠の莫大な財産で



①神のみこころは？（信仰のあり方、希望の約束、愛の満たしなど）

②どんな思いになりましたか？（感情や願いなど）

③生き方にどう適用しますか？（あなたのどの部分を主は扱おうとしておられますか）

④この世にあって何を実践しますか？

